施設常任委員会 都市計画部資料



令和5年11月通常議会 施設常任委員会報告事項

狭隘道路対策について (大津市生活道路整備推進事業)

令和5年12月14日 都市計画部 建築指導課

事業化に至る背景・課題



■背景·課題

私たちの身近に多く存在する「生活道路」と呼ばれる狭い道路は、居住環境や防災機能上において、様々な問題を抱えている

①居住環境における問題点

- ✓ 福祉車両の進入が困難で高齢者や障害者等が安心して暮らせない
- ✓ 十分な日照や通風が得られない

②防災機能上の問題点

- ✓ 緊急車両の進入が困難
- ✓ 災害時において避難活動や救助・救援活動に必要な空間を確保 できない
- ✓ 火災時に延焼を招きやすい



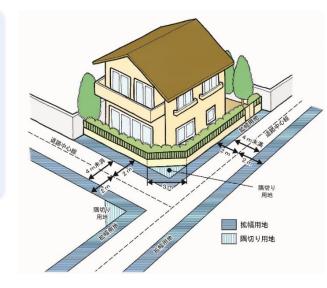
建築基準法との関係



建築基準法による原則

- ▶ 建築物の敷地は、幅員4m以上の道路に2m以上接すること
- 建築基準法第42条2項道路として指定された幅員4m未満の道路に 接する場合は、建築等の際に<u>道路中心線から2m後退</u>が必要 (2項道路指定時の道路幅の中心)





後退部分の用地を寄付してもらい、道路幅員を段階的に広げていく



大津市生活道路拡幅整備推進条例施行(平成23年4月)

- ✓ 建築主及び土地所有者は、生活道路の拡幅整備の必要性を理解し、協力するよう努めなければならない
- ✓ 市は、生活道路の拡幅整備に関する施策の普及、推進に必要な措置を講ずる

事業の概要



■事業目的

市民の日常生活における利便性の向上と、良好な居住環境の確保及び地域の防災機能の強化を図る

■事業対象となる「生活道路」

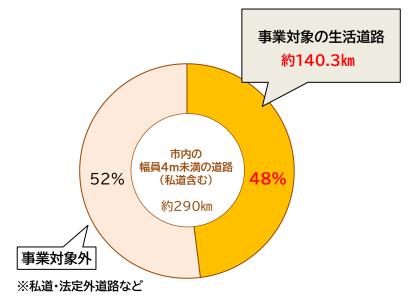
下記のいずれかに該当する大津市道

- ①建築基準法第42条第2項に規定する道路
- ②幅員4メートル未満で複数の居住用の建築物が 立ち並んでいる道路

※②は、建築基準法上の指定を受けていない通路

事業対象区域

市内全域



事業の流れ



■拡幅協議から工事完成までのおおまかな流れ (おおよそ1年~1年半)

(確認申請の30日前)

角地寄附が決定

(道路中心線・境界立会い

(建築主等が移設し、市が助



③支障物移設·撤去



(市が実施)

④分筆·所有権移転登記

(土地の寄附受納)

⑤拡幅整備工事

(道路管理担当部署)

⑥市が維持管理







整備事例(側溝の新設)



■後退により石垣と塀を撤去されたあと、拡幅整備と併せて道路排水のための側溝を新たに設置しました





【整備前】 【整備後】

整備事例(側溝の改修)



■道路を安全に通行できるように、拡幅整備と併せて蓋付きの側溝を設置し道路が広がりました





【整備前】 【整備後】

整備事例(側溝の改修+電柱移設)



■拡幅整備と併せて、民地内への電柱移設にご協力いただき道路が広がりました





【整備前】 【整備後】

整備事例(隅切りの設置)



■隅切り用地の寄附をいただき、車や人が安全に通行できるようになりました



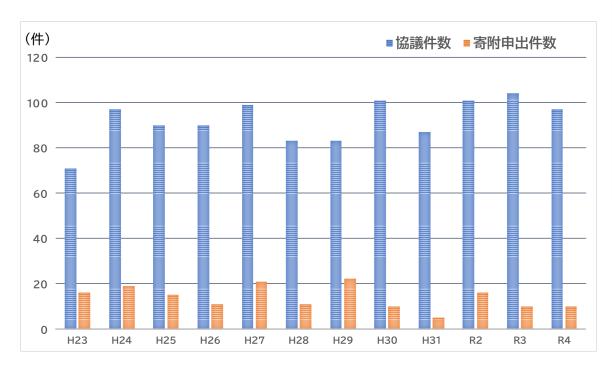


【整備前】 【整備後】

事業進捗状況 1



■協議件数と寄付申出件数の推移



平成23年度~令和4年度 (平均)

- 事業対象協議 約92件/年
- ▶ 寄附申出 約14件/年
- ▶ 事業協力申出率 15%

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	合計
協議件数	71	97	90	90	99	83	83	101	87	101	104	97	1,103
うち 寄附申出件数	16	19	15	11	21	11	22	10	5	16	10	10	166

事業進捗状況 2



■事業対象となる大津市道、かつ2項に規定する道路 (基準:H23年度 事業開始年度)

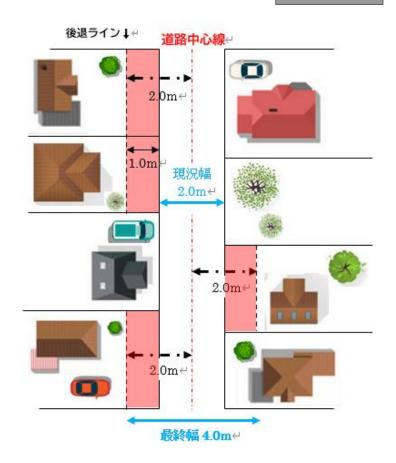
- ▶ 道路総延長 推定 約140.3km
- ▶ 整備対象延長 推定 約280.6km (道路の両側整備として、道路延長の倍)
- ■拡幅整備実績 (H23~R4年度未まで)
- ▶ 協力申出 166件

内訳整備完了140件途中断念15件R5実施予定11件

総整備延長 3,220m (1敷地あたり 約23m)



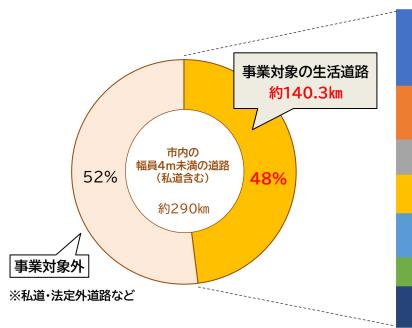
イメージ図



地域別の事業実績



事業対象となる 生活道路の存在(地域別)





整備済み箇所の 地域別の割合 (合計3220m)

全体の 26 %	整備延長 823m
12 %	400m
7 %	230m
6 %	204m
20 %	640m
9 %	280m
20 %	643m

- 北部(小松、木戸、和邇、小野)
- 西北部 (葛川、伊香立、真野北、真野、堅田、仰木、仰木の里)
- 中北部(雄琴、日吉台、坂本、下阪本、唐崎)
- 中部(滋賀、山中比叡平、長等、藤尾、中央、逢坂、平野)

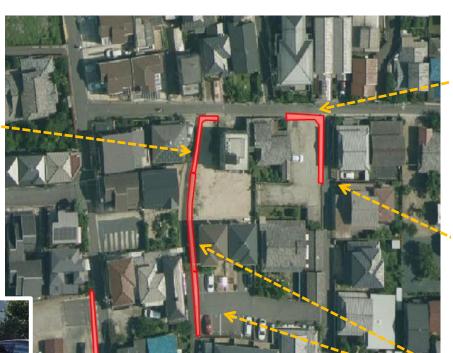
- 中南部 (膳所、晴嵐、富士見)
- 南部(石山、南郷、大石、田上)
- 東部(上田上、青山、瀬田、瀬田南、瀬田北、瀬田東)

事業の波及効果(膳所学区)



Lake Biwa











事業の波及効果(石山学区)



Lake Biwa



事業の波及効果(瀬田北学区)



Lake Biwa



全体事業費の推移





- ▶ 全体事業費の平均 26,135千円/年
- ▶ 国庫補助金(社会資本整備総合交付金) 【対 象】測量・分筆登記委託料、工事設計委託料、拡幅整備工事費 【補助率】 1/2

1ヶ所あたりにかかる整備費用(平均)



> 分筆登記委託料

約650千円

▶ 工事設計委託料※設計困難箇所のみ発注

約440千円

約1,470千円

合計

約2,120千円 ~2,560千円

(参考) 平均的な費用で整備を行った箇所







助成金



■支障物の移設や撤去にかかる費用の一部を助成

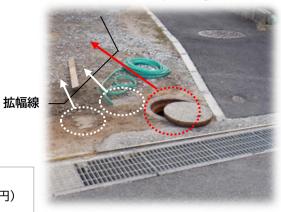
主な助成金額

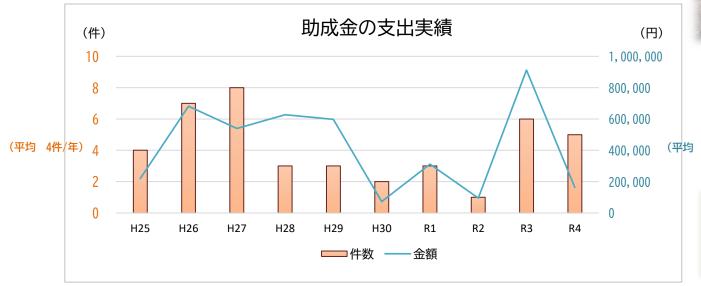
- ▶ 門、塀の撤去 (H>50cmで適用)
- ▶ 樹木の撤去
- ▶ 擁壁の撤去 (H>50cmで適用)
- > 公共汚水桝の移設
- ▶ 量水器の移設

- 1 mあたり 8,600円~ 1 本あたり 600円~
- 1 mあたり 4,700円~
- 1ヶ所あたり 14,900円
- 1ヶ所あたり 23,000円

など

(例)助成対象の量水器と公共汚水桝 後退線より内側への移設又は撤去





(平均 42万円/年)

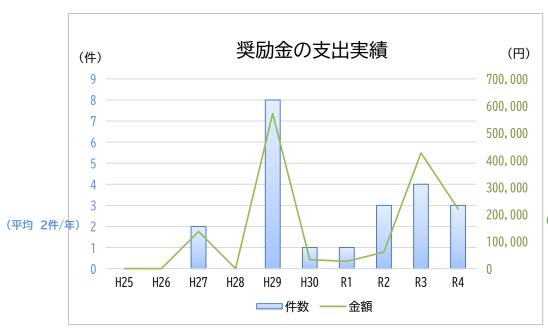
※助成金額 損失補償算定標準書(近畿用対連) より算出。

奨励金

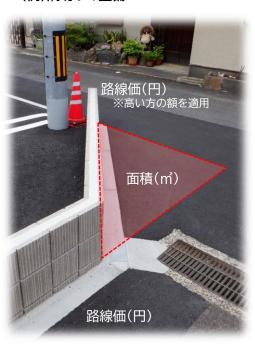


■隅切り用地の寄附者に奨励金を交付

奨励金額 = 固定資産税路線価(円)× 隅切り部分の面積(㎡)



(例)隅切りの整備



(平均 14万円/年)

今後の課題



■国庫補助金継続への要望



狭あい道路整備等促進事業に係る継続的な財政支援

主要財源である国庫(社会資本整備総合交付金)については、交付対象期限が令和5年 度末となっているため、時限的な交付金制度ではなく継続的な財政支援制度に転換して もらえるよう引き続き要望を行っていく

■長期間の事業継続

敷地単位の拡幅整備であるため、路線全体での事業 効果が得られるまでには長期間の事業継続が必要で あり、市民の理解と協力が不可欠



今後の取り組み



■地権者の協力があって実施できる事業であるため、周知啓発が重要

- ✓ ホームページの充実 事例紹介写真の配列変更、掲載枚数の増量などで整備箇所を 分かりやすく掲載
- ✓ パンフレットのリニューアル掲載内容をコンパクトにまとめ、見やすいレイアウトに変更
- ✓ 道路中心線や土地境界での確認立会い時に、周辺住民へ事業 周知資料を配布
- ✓ 拡幅整備済み敷地の隣接地又は対面の地権者などに対し、直接呼びかけを行うことで同一路線の連続した整備促進を図る
- ✓ 定期的に市内の建築・不動産関係団体に向けて事業協力を依頼 (依頼文と共に事業パンフレットを同封)

ホームページ



パンフレット・周知資料

